

# 豊橋市 PFI 推進会議設置要綱

## (設置目的)

第1条 豊橋市におけるPFIに関する取り組みを全庁的に推進するために「豊橋市PFI推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 豊橋市のPFIに関するガイドラインを作成すること。
- (2) 各部局におけるPFIの取り組みを推進すること。
- (3) その他PFIに関すること。

## (推進会議)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織し、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 推進会議に顧問を置き、その助言を求めることができる。
- 3 会長は、推進会議を招集し、会務を総理する。
- 4 会長が必要と認めるときは、外部の者の意見を聴くことができる。

## (部会)

第4条 推進会議に、別表2に掲げる職にある者をもって構成する総合調整部会を設置し、次の事項を所掌する。

- (1) 推進会議が必要とする事項の調査検討を行う。
  - (2) PFIに関する総合的な調整を行う。
- 2 会長が必要と認めるときは、別に部会を設置することができる。

## (事務局)

第5条 推進会議の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 推進会議の事務は、財務部資産経営課が担当する。

## (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成14年6月11日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成15年5月26日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(別表 1)

豊橋市 PFI 推進会議委員名簿

区分	職名
会長	財務部長
委員	総務部長
委員	企画部長
委員	建設部長
委員	都市計画部長

(別表 2)

総合調整部会員名簿

区分	職名
部会長	資産経営課長
会員	財政課長
会員	契約検査課長
会員	政策企画課長
会員	建築課長
会員	都市計画課長